

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第183号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

○ 種子法の廃止と県農業試験場の果たしてきた役割 山口正篤	2
○ 2018年度栃木県当初予算の概要	5



種子法の廃止と県農業試験場の果たしてきた役割

山口正篤 (元県農業試験場職員、研究所理事)

「主要農作物種子法」をご存じですか？ てきました。この主要種子法が「民間参加を戦後の食糧増産、安定供給のため稲・麦・大豆を対象に1952年につくられ、国や県によって、品種改良、種子生産、普及が行われ

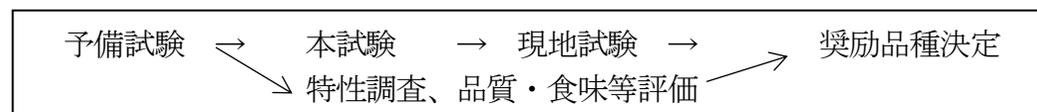
促す」として、昨年、突然廃止されました。種子法に基づいて、都道府県の農業試験場が果たしてきた役割は何でしょうか。

① その県に合った種子を選定するための奨励品種決定調査

これは予備試験から始まり、本試験、現地試験というプロセスをとります。その間に、特性調査や本質・食味等の評価を通じて、県の奨励品種を決定するのです。

その期間は、7年から13年程かかります。たとえば、栃木県では、水稻でみると、1957年に、全国でも早い時期に、冷害に強く当時としては収量の多い品種として

コシヒカリを選定しました。最もドラマチックなのは1982年、稲の新葉がこより状に巻いて垂れる縞葉枯れ病が流行ったときに、それに強い品種「星の光」を選定して収量が劇的に向上したことです。県の試験場が行うことにより、その地域にあった品種を選ぶことができたのです。



② 新品種の育成

奨励品種決定調査の前に、品種の交配から選抜を繰り返します。栃木県に合った新品種「なすひかり」の育成も奨励品種決定調査があつてできました。

栃木県はビール麦の生産量が日本一です

③ 原種・種子の生産

品種の大本である原々種の生産から原種の生産・備蓄までを農業試験場が行います。その間にDNAの確認や特性調査、雑穂（異株）抜きなど同じ特性が維持される

が、1980年代には縞イシユク病の大発生に悩まされていました。そこで世界で初めて縞イシユク病に強いミサトゴールデンが育成されました。これも、現場の実情をふまえた農業試験場の品種育成の成果です。

ようにチェックします。その後、県の種子協会や全農によって現場での種子の採種、備蓄を行い、種子が農家のもとへ配布されます。

原々種生産 → 原種生産・備蓄 → 採取生産・備蓄 → 種子配布 ↳ DNA 確認、特性調査、雑穂抜き ↳ 雑穂抜き、低温備蓄

④ 種子品質の維持

異品種、異系統が混入しないように細心の注意を払います。これは県の農業試験場だけでなく農業振興事務所（普及所）、種子協会、全農などが果たしている仕事です。水稻は、10畝当たり5～10万本植えます。そのなかで、雑穂が生えるのを0.01%（5～10本）以下に抑えることが求められます。（原則は0でなければなりません。）もし0.1%の雑穂が生えると、10畝当たり50～100本になり、これが分げつして増え

るわけですから、もはや1つの品種とは認められません。1つの品種（純粋な品種）でないで「その他の品種」扱いとなり甚大な損害が発生します。

さらに種子をつくる過程で、発芽率が下がるトラブルが発生することが希に起こります。そうならないように、発芽能力、品質特性の維持に注意を払います。このように種子の生産には、たいへんな手間がかかります。

⑤ 安い種子を農家に提供

これまでみてきた種子の開発・生産には、国や県が補助を出すなどして、種子価格は安く農家に提供しています。栃木県ではコシヒカリの種子が1*₀あたり600円台

で買えますが、民間育成品種では、5～10倍に跳ね上がることが懸念されます。（一例として みつひかり（ハイブリッド）の種子価格は4,000円/kg程度）

種子法の廃止によって、国は稲、麦、大豆の種子供給に責任をもたなくなります。その結果、県への補助金が減ってくれば、上で述べたような県の農業試験場や種子協会などの公的機関によるその県に合った、地域の実情をふまえた品種改良や種子生産の力が弱くなり、種子の品質低下が起こるこ

とが心配されます。代わって「民間育成品種」の押しつけが増え、それに伴う種子価格の上昇が予想されます。さらに国内企業だけでなく、遺伝子組み換え種子を生産している海外大資本の進出が懸念され、日本農業に打撃を与えるのは必至です。

【参考資料(事務局)】

種子法の廃止を受けて、種子の安定供給のため新潟県と兵庫県では県条例案を2月県議会に提案、また、長野県では基本要綱を策定するとの報道が地元紙にありました。全国有数の米・麦生産県である栃木県でもこうした対応をしながら、種子法を復活させていくことが必要です。

【神戸新聞 2018. 02. 27】優良種子の安定供給継続へ 兵庫県が条例案作成

コメ、麦、大豆の優良種子確保を都道府県に義務づけてきた「主要農作物種子法（種子法）」が4月に廃止されることを受け、兵庫県は種子の安定供給を継続するための条例制定を進めている。開催中の県議会定例会での成立を経て、4月1日施行を目指す。

種子法は戦後、食料増産などの目的で1952年に制定。同法に基づき都道府県はコメや麦、大豆の奨励品種の指定や原種や原原種の生産を行い、低価格で農家に供給されてきた。

国は種子ビジネスへの民間参入を促す狙いで昨年2月に廃止法案を国会に提出、同4月に成立した。

しかし、都道府県の種子生産に関わる予算措置の根拠法がなくなることで優良種子が

安定的に供給されなくなり、種子が値上がりするのではとの不安が農家らに広がっていた。

県は南北に広い兵庫では多様な気候に応じた品種の栽培が行われていることを踏まえ、県が種子を安定供給する必要性があるとして条例案を作成した。

条例では同法や国の通達などから行ってきた奨励品種の指定や原種・原原種の生産、種子の審査などに加え、品種ごとの作付面積や供給見込み数量などの計画策定なども盛り込んだ。同様の条例案は新潟県も県議会に提案している。

兵庫県農政環境部は「地域に適した種子を安定供給することによって農業者の不安解消と安全・安心で良質な県産農産物供給を図りたい」としている。

【新潟日報 2018. 2. 19】県が種子条例案提出へ 稲、麦、大豆 開発や供給を継続

コメ、麦、大豆の3主要農作物について、国や都道府県の主導で種子を開発、供給することを定めた「主要農作物種子法（種子法）」が4月に廃止されることを踏まえ、県は19日開会の県議会2月定例会に、県が種子の開発、供給を続けることを定める条例案を提出する。法の廃止で、種子の供給への影響を不安視する農家の声に応えた。

種子法は戦後の食糧増産のため1952年に制定され、国や都道府県が稲、麦、大豆の種子の開発、供給を主導すると定めた。県

は特にコメで「コシヒカリBL」「新之助」など多くの品種を開発してきた。ただ、国は民間企業が参入しにくいとして、昨年の通常国会で法の廃止を決めた。

廃止に対し、本県の農家からは「安価で優良な種子の開発、供給に影響が出る」との懸念が出ていた。このため県は、県の研究施設で種子の原種を生産し、生産団体に供給することなど、これまでと同様の役割を県が担う方針を決め、「県主要農作物種子条例」案を作成した。2月県会で可決され

れば、4月1日から施行する。

県農産園芸課の牛腸真吾課長は「コメの主産県として、従来通り種子の供給などに関わることを明確に規定したい。民間企業の参入を規制する意図はない」としている。

種子法廃止への県の対応については、米山隆一知事が昨年の県議会12月定例会で「法の廃止後も、県が主体となって優良な種子を安定供給する体制を構築する」と述べていた。

【信濃毎日 2018.3.6】 種子供給 仕組み堅持 県が種子法廃止控え方針

稲や麦、大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務付ける主要農作物種子法（種子法）が3月末で廃止されることを受け、県農政部は、県などがこれまでと同様の役割を果たすことを規定した基本要綱を作る方針を固めた。4月に施行する。種子法廃止後も、優良な種子を生産農家へ安定的に供給していくことを明確化する狙い。同部は「これまでの種子供給のシステムを堅持し、必要な予算の確保に努めていく」としている。

種子法の廃止については、県が優良な種子を安定供給するための予算を計上する根拠法がなくなることなどを理由に、現場の農家や専門家から不安視する声が上がっていた。これに対し、県農政部は開会中の2月定例県会の一般質問でも「優良な種子の安定供給は極めて重要」として、従来の生産供給システムを守る姿勢を示していた。

これまで県は種子法に基づき、県内の気候や需要に合った品種を「奨励品種」に選び、品質を管理しながら優良な種子を育成、

供給してきた。例えばコメでは、県農業試験場（須坂市）が種もみの元になる原種を作るための原原種を生産し、県原種センター（本部・長野市）が原種を生産。県が農協と種もみ生産の契約を結び、農協が採種農家に生産を依頼している。

県原種センターは一般社団法人で、県と市町村、農協グループなどが出資して1987年に設立。原種の生産や種子の需給調整などを担っている。

新しく作る基本要綱は、種子法の内容を引き継ぎ、県が原原種を生産し、県原種センターが原種を生産、農業改良普及センターが種子の発芽率などの品質を審査することを明記。県農政部は、種子法の対象外となっているソバの種子の供給・普及についても基本要綱に盛り込み、県などの役割を定める予定だ。

県は2018年度当初予算案に、種子を安定供給する事業費として前年度比1%増の1355万円を盛った。



2018年度栃木県当初予算の概要

2018年度栃木県予算（栃木県HP「平成30年度当初予算について（平成30年2月8日）」）（以下、「県概要」）を近年の当初予算の推移から概観しました。（事務局編集）

1 予算規模

一般会計 8,034 億円（17年当初比 1.5%減）、特別会計 2,416 億円（同 183.4%増）、企業会計 174 億円（同 12.5%減）で、特別会計の大幅増は国保財政の都道府県単位化に伴う国民健康保険特別会計（1,752 億円）の創設によるものです。

◆ 予算規模の推移

（単位：億円）

区分	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
一般会計	7,827	7,692	7,733	8,112	8,182	8,160	8,034
特別会計	638	417	685	788	845	853	2,416
企業会計	267	289	357	326	192	199	173

2 歳入

◆ 歳入予算の推移

（単位：億円）

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	構成比
県税	2,150	2,415	2,535	2,455	2,520	31.4
地方消費税精算金	479	722	800	761	751	9.3
地方譲与税等	381	371	335	346	348	4.3
地方特別交付金	8	8	8	9	10	0.1
地方交付税	1,253	1,223	1,198	1,218	1,198	14.9
国庫支出金	850	953	914	898	863	10.7
県債	996	964	946	1,055	1,011	12.6
うち臨時財政対策債	620	510	420	440	430	5.4
その他	1,568	1,407	1,397	1,304	1,223	15.2
財政調整基金繰入金	48	49	49	114	110	1.4
計	7,733	8,112	8,182	8,160	8,034	100.0

※「県税については、個人県民税、法人関係税等の増収により 65 億円の増となる一方、地方交付税、臨時財政対策債を含む県債などが減となることから、110 億円の財源不足額が生じたため、財政調整基金を取り崩して財源の確保を図った。」（県概要）

4 歳出

◆ 目的別歳出の推移

(単位：百万円)

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	構成比
議会費	1,486	1,512	1,501	1,528	1,496	0.2
総務費	31,070	32,600	34,953	36,516	37,780	4.7
民生費	92,469	101,889	102,746	103,695	100,141	12.5
衛生費	58,149	64,611	62,685	59,494	59,393	7.4
労働費	6,370	2,877	2,128	2,754	2,386	0.3
農林水産業費	34,627	36,923	37,214	35,514	36,340	4.5
商工費	92,474	81,250	75,874	74,465	64,643	8.0
土木費	68,611	71,626	72,104	85,624	86,382	10.8
警察費	43,181	45,525	48,028	42,958	43,626	5.4
教育費	188,871	187,959	186,204	185,936	184,885	23.0
災害復旧費	2,786	2,745	5,813	2,680	2,643	0.3
公債費	103,117	105,379	105,613	105,840	103,838	12.9
諸支出金	49,277	75,454	82,498	78,477	79,357	9.9
予備費	800	800	800	500	500	0.1
合計	773,290	811,150	818,160	815,980	803,410	100.0

◆ 性質別歳出の推移

(単位：百万円)

区 分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	構成比
職員費	205,105	205,105	204,377	202,572	201,947	25.1
公共事業費	48,372	48,372	50,608	50,475	50,691	6.3
建設事業費	51,105	51,105	59,293	68,109	66,475	8.3
公債償還費	103,117	103,117	105,613	105,840	103,838	12.9
主要義務費	110,049	110,049	122,233	124,513	126,056	15.7
うち医療福祉関係費				101,383	102,973	12.8
税交付金等	49,277	49,277	82,498	78,477	79,357	9.9
一般行政費	83,877	83,877	83,795	82,852	81,914	10.2
受託事務費	1,603	1,603	2,089	1,137	1,518	0.2
県単補助金	11,774	11,774	12,629	12,880	13,275	1.7
県単貸付金	98,553	98,553	83,131	80,252	69,482	8.6
災害復旧費	2,705	2,705	5,737	2,604	2,568	0.3
国直轄事業負担金	7,753	7,753	6,155	6,270	6,288	0.8
合計	773,290	773,290	818,160	815,980	803,410	100.0

◆ 投資的経費の推移

(単位：億円)

区 分	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
補助・直轄事業	729	781	767	742	782	696	697
うち公共事業費	458	468	484	497	506	505	507
うち直轄事業費	83	79	78	69	62	63	63
単独事業	349	348	380	441	489	635	624
うち県単公共事業費	83	79	79	95	99	134	145
県単土木事業	74	74	74	90	90	127	138
県単農業農村整備事業	2	2	2	2	3	3	3
県単林務事業	3	3	3	3	6	4	4
計	1,078	1,129	1,147	1,183	1,271	1,331	1,321

※「投資的経費については、県単公共事業費が増となる一方、上都賀庁舎・芳賀庁舎整備費の減などにより、単独事業全体で5年ぶりに前年度を下回ったが、総合スポーツゾーン整備の本格化など引き続き高水準となっている。」(県概要)

・ 主な大規模建設事業等

2017年 (H29)		2018年 (H30)	
・総合スポーツゾーン整備費	143億円	・総合スポーツゾーン整備費	137億円
・上都賀庁舎・芳賀庁舎整備費	39億円	・交通安全施設整備費	17億円
・防災行政ネットワーク再整備費	31億円	・県立学校施設長寿命化推進事業費	16億円
・交通安全施設整備費	17億円	・防災行政ネットワーク再整備費	16億円
・県立学校施設長寿命化推進事業費	15億円	・総合文化センター大規模改修費	12億円

◆ 消費的経費の推移

(単位：億円)

区 分	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
義務的経費	職員費	2,007	2,064	2,051	2,055	2,044	2,019
	公債償還費	981	1,005	1,031	1,054	1,056	1,038
	うち元金	809	836	877	910	925	935
	うち利子	172	169	154	144	131	103
	退職手当等	275	244	227	234	241	231
	医療福祉関係経費	849	858	873	1,040	981	1,014
	税交付金等	454	433	493	754	825	785
	計	4,566	4,604	4,675	5,137	5,147	5,114
その他の経費	一般行政費	882	820	839	812	838	819
	受託事務費	12	21	16	20	21	15
	県単補助金	73	72	70	69	74	72
	県単貸付金	1,216	1,046	986	891	831	695
	計	2,183	1,959	1,911	1,792	1,764	1,715
合 計	6,749	6,563	6,586	6,929	6,911	6,829	6,713

※「義務的経費については、医療福祉関係経費、税交付金等は増加したが、公債償還費は減となった。その他の経費については、県単貸付金が大幅な減となった。」(県概要)

5 債残高・財政調整基金の推移

(単位：億円、%)

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
県債残高 (A)	10,844	10,987	10,988	10,919	10,928	11,170	11,245
うち臨時財政対策債 (B)	4,203	4,670	5,041	5,242	5,335	5,451	5,503
うち臨時財政対策債外	6,641	6,317	5,947	5,677	5,593	5,719	5,742
(B) / (A)	38.8	42.5	45.9	48.0	48.8	48.8	48.9
財政調整的基金残高	603	736	846	833	796	667	497

※2016年度までは決算の数値、2017年度は2月補正予算後の数値。

6 主な事業等

○ 「予算編成の基本的考え方」の2つの柱の主な新規事業等

I 平成30年度政策経営基本方針に基づく重点事項

働き方改革応援事業費8百万円、関西情報発信強化事業（大阪センターの設置）37百万円、頑張るママ応援パスポート事業費2百万円、事故再発防止対策事業費（那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取り組み）15百万円、総合スポーツゾーン整備費（一部新規）13,710百万円、国体開催準備事業費40百万円、国体施設整備事業費104百万円 など

II 「とちぎ元気発信プラン」と「とちぎ創生15戦略」の更なる推進

小学3・4年少人数(35人以下)学級推進事業費634百万円、先端ものづくり産業等参入・競争力強化支援事業費26百万円、園芸大国とちぎづくり推進事業費1,504百万円、がん総合対策推進費107百万円、国民健康保険特別会計175,164百万円、医療的ケア児支援事業費14百万円、地域共生社会構築支援事業費43百万円、LRT整備事業支援基金積立金5,973百万円、とちぎの元気な森づくり県民税事業費726百万円 など

7 コメント

○ 歳入では、県税収入の増を見込んでいるが地方消費税精算金は2年連続の減(2年前からは50億円の減)となっており、消費の低迷が続いている。

○ 総合スポーツゾーン整備が本格化することもあり、投資的経費の「高水準」が続き財政調整的基金の取り崩しが続いているが、人口減少時代の公共施設の管理・運営のあり方が課題となっている今日、高度成長期のような国体開催に合わせたスポーツ施設の集中的な整備のあり方も見直す必要があるのではないか。

○ 医療福祉関係費が増加しているが、民生費、衛生費総額は減少しており、抑制圧力が働いていないかの検証が必要。

○ 投資的経費では、全体では減少しているが県単土木事業は伸びが続いている。ただし、公共事業費は国の経済対策等もあり年度中に毎年増額補正(H28:506億円⇒578億円、H29:505億円⇒658億円)していることに注意が必要。

○ 馬頭処分場や新体育館、新青少年教育施設などで進むPFI事業の導入には慎重な検討が必要。